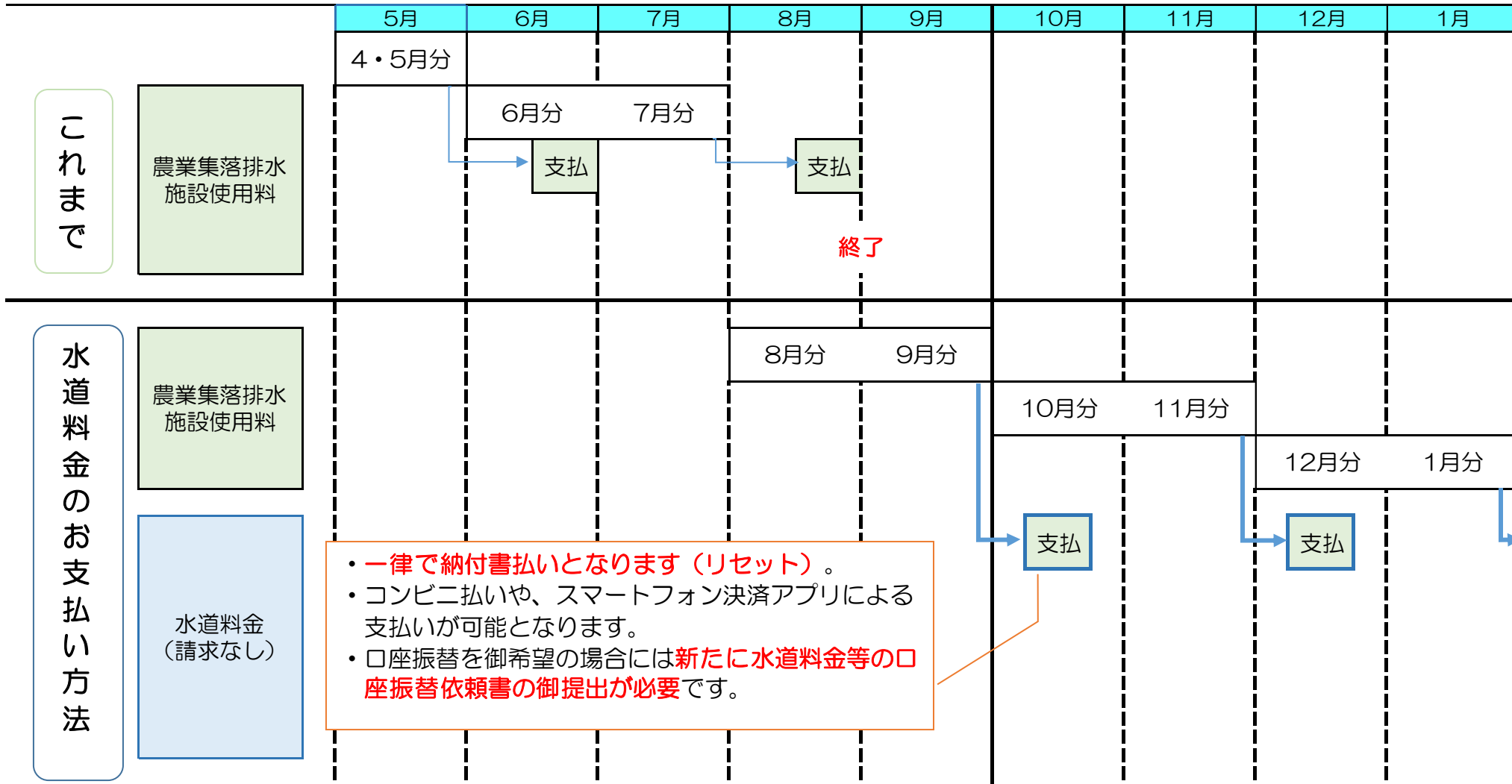


井戸水等のみの使用や水道を2世帯以上で共用している世帯※の場合

※水道を2世帯以上で共用している世帯とは、水道と農業集落排水で請求する世帯数が異なっている世帯を指します。水道（水道メーター1に対し1件）と農業集落排水（キッチン・トイレ・お風呂の3セットで1件）の受益者分担金の支払単位の違いから、生じるものです。例として、敷地内を分筆して子世帯が家を建築する際に、水道を共用とした場合、水道1に対し農業集落排水2となるため、一方は水道と合算請求としますが、他方は水道と紐づかないため、農業集落排水単独での請求となります。

水道料金と農業集落排水施設使用料の同時請求イメージ



終了

支払

支払